事　務　連　絡
令和８年 11 月 18 日

公益社団法人日本薬剤師会　御中

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課

セルフメディケーション税制対象の薬局製造販売医薬品の追加及びその取扱いについて

平素よりセルフメディケーション税制（以下「税制」という。）の運用に御協力いただき、感謝申し上げます。

税制の対象となる薬局製造販売医薬品については、「セルフメディケーション税制対象の薬局製造販売医薬品及びその取扱いについて」（令和８年８月 20 日付け厚生労働省医政局医薬産業振興企画課事務連絡。以下「前回事務連絡」という。）によりお示ししてきたところですが、今般、「「薬局製造販売医薬品の取扱いについて」の一部改正について」（令和８年 10 月 27 日付け医薬薬審発 1027 第１号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）により、薬局製剤指針に新たに処方が追加されました。

これを踏まえ、税制の対象となる薬局製造販売医薬品及びその取扱いについて、下記のとおりお示ししますので、十分御了知の上、傘下会員に対して周知いただくとともに、適切な運用に遺漏のないよう御対応をお願いいたします。

記

１．税制の対象となる薬局製造販売医薬品について

前回事務連絡でお示ししたとおり、薬局製造販売医薬品のうち、税制の対象となるスイッチＯＴＣ医薬品及びスイッチＯＴＣ医薬品以外の一般用医薬品等と同じ有効成分を含有するものについては、薬局製剤指針の医薬品各条に掲げられた処方番号に基づき、税制の対象となる処方をお示ししています。

今般、薬局製剤指針（令和８年 10 月 27 日付け医薬薬審発 1027 第１号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知別添）に新たに処方が追加されたことを踏まえ、税制の対象となる薬局製造販売医薬品に係る処方番号を別添のとおり追加します。

２．薬局製造販売医薬品を取り扱う薬局における対応について

薬局製造販売医薬品を取り扱う薬局におかれては、税制の対象となる薬局製造販売医

薬品の販売に係るレシート、領収書等の証明書類について、当該医薬品が税制対象品目である旨を明記するなど、必要な対応をお願いいたします。
　なお、下線部は、前回事務連絡からの修正箇所を示しています。

　キャッシュレジスターが発行するレシートで対応する場合は、以下のいずれかの方法によることとしてください。

①　商品名の前にマーク（例えば「★」）を付すとともに、当該マークが付された商品が税制対象品目である旨（例えば「★印は税制対象品目」）をレシートに記載すること。
②　税制対象品目のみの合計額を区分して記載すること。

担当者連絡先　厚生労働省医政局医薬産業振興企画課
セルフケア・セルフメディケーション推進室
Email　self-medication-tax@mhlw.go.jp
TEL　03(5253)1111 内線 4149